

# あいぼーと通信

令和2年  
(2020)  
12月発行  
第55号

トピックス  
Topics

- 「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」を制定しました
- 特集:ハラスマント規制法後の対応と防止対策
- 令和2年度人権に関する児童生徒の作品 表彰式・展示会
- あいぼーと徳島情報など

あいぼーと徳島では、さまざまなイベントを開催しています!



行動するようにしましよう  
一人ひとりが冷静に判断したり  
不確かな情報を拡散したりせず  
誹謗中傷をしたりせずに

みんなで築こう  
人権の世紀



あいぼーと徳島  
徳島県立人権教育啓発推進センター



条例の詳細は  
県の特設サイトを  
ご覧ください→



徳島県

あいぼーと徳島

（音声コード）

条例の3つの  
ポイント

- 事業者の感染防止策が義務となります
- クラスター等発生時の公表の流れを定めています
- 不当な差別的取扱いや誹謗中傷を禁止します

県は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、差別的取扱いの禁止に努めています。感染者・医療従事者及びその家族や事業者だけでなく、すべての者に対し、感染していることや、そのおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱いや誹謗中傷などをしてはいけません。

## 「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」を制定しました

### あいぼーと徳島情報

## あいぼーと徳島 ハンセン病 フォーラム

ハンセン病を正しく理解し、  
差別と偏見のないともに生きる社会を築こう

●日時／令和3(2021)年 2月5日[金]  
午後1時30分～午後4時10分

●会場／ろうきんホール  
(徳島県立中央テクノスクール)  
(徳島市南末広町23-64)

●定員／50名 ●申込締切／1月20日[水]

参加費  
無料

申込  
必要

### 《プログラム》

- ①ビデオ上映:「仙太郎おじさん!貴方は確かにそこにいた～展示資料に親族をみつけて～」
- ②講演:木村 真三さん  
(ハンセン病療養所入所者遺族、獨協医科大学准教授)
- ③シンポジウム:進行/川勝幸さん  
(徳島県ハンセン病支援協会会長)  
パネラー/森 和男さん  
(国立療養所大島青松園自治会長)  
黒尾 和久さん  
(国立重監房資料館部長)  
木村 真三さん

### 第4回特別展示

ハンセン病フォーラムにあわせ、1月23日(土)～2月14日(日)まで、  
あいぼーと徳島にて写真パネル等の展示を行います。

フォーラム、映画上映会、講演会は、申込が必要です。詳しくは、あいぼーと徳島まで問い合わせください。

■主催・問い合わせ／あいぼーと徳島(徳島県立人権教育啓発推進センター) Tel.088-664-3719

\*新型コロナウイルス感染症の影響により、  
延期・中止する場合があります。

### あいぼーと徳島サテライト講演(公演)会・映画上映 2020年度第4回吉野川市人権講座 映画「徘徊 ママリン87歳の夏」

●日時／令和3(2021)年 2月13日[土]  
午後2時～午後3時20分ごろ

●会場／吉野川市鴨島公民館  
江川わくわくホール  
(吉野川市鴨島町鴨島甲1番地)

●定員／150名 ●申込締切／1月29日[金]

参加費  
無料

申込  
必要

### 第3回 県民講座 「性暴力に関する情報を配信するメディア、 mimosasが目指す日本の未来とは」

●日時／令和3(2021)年 2月25日[木]  
午後1時30分～午後3時30分

●会場／徳島県水産会館4階大研修室  
(徳島市東沖洲2丁目13)

●講師／疋田 万理(ひきた まり)さん  
(mimosas代表、動画プロデューサー)

●定員／50名 ●申込締切／2月10日[水]

参加費  
無料

申込  
必要

### あいぼーと徳島同和問題講演会 「部落問題の現在とこれから —部落差別解消推進法をふまえて—」

●日時／令和3(2021)年 3月4日[木] 午後1時30分～午後3時30分

●会場／徳島県水産会館4階大研修室  
(徳島市東沖洲2丁目13)

●講師／内田 龍史(うちだ りゅうし)さん  
(関西大学社会学部教授)

●定員／50名 ●申込締切／2月17日[水]

参加費  
無料

申込  
必要

### あいぼーと徳島オリジナル人権啓発動画 配信について

あいぼーと徳島ホームページにて、オリジナル人権啓発動画を公開しています。無料配信中:「あなたの何気ない一言が誰かの心をあたたかくする」どなたでもご覧いただけます。

### オリジナル人権啓発動画配信中!!→

#### 人権相談のご案内

あいぼーと徳島では、人権擁護委員・弁護士による  
人権相談を行っています。まずは電話にてご連絡ください。

Tel.088-664-3701  
(徳島県男女参画・人権課分室)

一人で  
悩まず  
お電話を



QRコード

人権擁護委員による相談

第2・第4土曜日 (10:00～16:00) 面接相談及び電話相談

弁護士による相談(要予約)

第1・第3金曜日 (13:00～16:00) 面接相談

弁護士によるインターネット  
上のの人権侵害相談(要予約)

偶数月の  
第2金曜日 (13:00～16:00) 面接相談

### 徳島バスシートカラー後部 広告紹介について

一人ひとりの人の大切さについて考えるきっかけとしていただきため、JR  
徳島駅前発着の県内を巡回する路線バス4台の後部  
に広告を掲示しています。



## あいぼーと徳島

徳島県立人権教育啓発推進センター

指定管理者 特定非営利活動法人 徳島ヒューマンネット

〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリンターミナルビル内

Tel.088-664-3719 Fax.088-664-3727

E-mail:info@aiport.jp

あいぼーと徳島 検索 <https://www.aiport.jp>

●開館時間／午前10時から午後6時まで

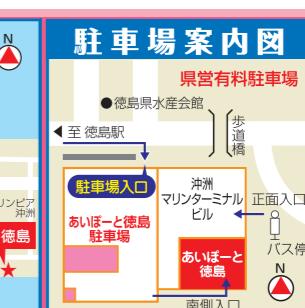
●休館日／月曜日(祝日の場合は翌日)

年末年始(12月29日から1月3日まで)

■公共交通機関のご案内 JR徳島駅から徳島市営バス【中央卸売市場】行きに乗車し、【沖洲マリンターミナル】にて下車



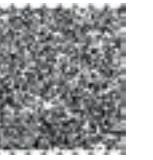
駐車場  
案内



駐車場  
案内



駐車場  
案内



音声コード

特集

# ハラスメント規制法後の対応と防止対策

自認を、被害者がセクシュアルマインオリティかどうかを問わず差別的な言動をしたり、性的指向等を本人の許可無く公表したり、望まない性別の服装を強要したりすることなどはなりません。性的指向等を本人の望まないまま他人が暴露することは「アウティング」といいます。LGBTの話をする時はこのアウティングの危険性もきちんと認識していただきたいと思います。自分自身の性的指向等を公表することを「カミングアウト」といいますが、これはいつ・どこで・誰に公表するのかは本人が決めるのであって、まわりが強要することはあってはなりません。公表できない人、しない人はまだまだたくさんいますが、これは社会の中のあらゆる偏見や差別がまだ残っているからです。それを本人の許可なく勝手に公表することが「アウティング」で、これもパワーハラ対策の附帯決議として定義されています。



み き けい こ  
三木 啓子さん

## アトリエエム株式会社代表取締役

●令和2年度 徳島県人権問題講師団講師・第1回研修会

## ハラスメントは 全体へのダメージ

間企業、男女共同参画センター等で勤務の後、2005年にアトリエエム株式会社を設立、代役就任に就任。パワーハラ、セクハラ等のハラスメント防止研修、人権研修、メンタルヘルス研修並びに人材育成事業等を行っている。特にハラスメント防止については、オリジナルプログラムでのセミナー（研修）を企業、行政機関、教育機関、各種団体等で多数実施。ロールプレイやペーパーワークを取り入れたセミナーは、実践的でわかりやすいと好評で、メディアでも紹介されている。研修用DVDと冊子も多数製作。1959年生まれ。

ハラスメントの種類は、現在およそ30～40あるといわれています。セクシユアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスマントあたりはよく耳にすると思いますが、最近では男性が育児参加することに対し嫌がらせをする、不利益を与えるパタニアティハラスメント、そしてテレワークハラスメント（テレハラ）やリモートハラスメント（リモハラ）もコロナ禍の中で増えています。様々な種類がありますが、それるのは、それらが人権侵害であるということです。また酒の席で上司という立場を利用して無理に飲酒をさせるなど、ハラスメントが複合的に行われることもありますから、各種ハラスメントを総括的に考えていくことも大事なポイントになります。

ハラスメントは、個人間のトラブルではありません。被害者は精神的・肉体的に苦痛を感じるのはもちろんのこと、職場や組織としても雰囲気が悪くなる、パフォーマンスが低下する、信頼が失墜するというダメージを受けます。ハラスメントが起きて何ひとついいことはありませんから、職場環境や組織の問題として対応していくことが大事なのですですが、実際には問題を矮小化してしまう事業者はまだま

頃庄比二十六

セクハラは女性間や男性間、あるいは女性から男性へももちろん起っこり得ますが、「一番多いのは男性から女性へのセクハラで、働いてる女性の3人に1人がセクハラと感じている」という報告があります。さらに問題なのは、セクハラを受けた女性のうち6割の人が誰にも相談できていなかいということ。「うちにセクハラはない」という会社でも、実際には起こっているのに相談がないだけと推測されまし、マタニティハラスメントでは、会社の専門部署に相談した人はわずか2.5%に過ぎません。

パワハラは、働いている人の3～4人に1人が受けています。パワハラとは、「職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が

だ少なくありません。今回（令和元年）の法整備では、女性活躍推進法や労働施策総合推進法など5本の法律が改正されました。今年の6月から大企業、令和4年4月から中小企業にも施行されますが、中小企業も施行までの間に努力義務を負っていますから、各社ともできるだけ早く対策を考えていただければと思います。

■ハラスメントに対する対応

ハラスメントの被害を受けた時は、具体的な記録やメールを残す、相談窓口・カウンセラー・弁護士や公的機関に相談する、休職・異動・休学などで環境を変える、専門医に相談するなどの対処をしましよう。逆にハラスメントを行った側は、ハラスメントと指摘された行為をすぐにやめ、言動を検証し、被害者に迅速かつ誠実な謝罪を行う必要があります。また相談を受けた人は、相談者との信頼関係を構築し、プライバシーと人権を守ると同時に、「被害者に落ち度があるとする」「相談の内

11月27日(金)晴★★

11月27日(金)阿南市見能林小学校4年生のみなさんがいぽーと徳島にて、障がい者問題について学習されました。



## 令和2年度人権に関する児童生徒の作品 表彰式・展示会について

12月13日(日)徳島県立二十一世紀館すだちくん森のシアターにて人権に関する児童生徒の作品表彰式と、多目的活動室にて標語ポスター部門受賞作品128作品の展示会を開催しました。

県内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒を対象とし、「ひと いのち 心れあい」をテーマに人権作品を募集し、意見発表に係る作文・作詩作曲・標語ポスターの3部門に、総数40,771作品の応募をいただいた中から、150点の作品を表彰しました。表彰式では、知事賞14作品、教育長賞52作品の受賞者に賞状が授与されました。



あいぽーとスタディ

11月29日(日)小松島市児安小学校「なかよし子ども会」のみなさんがあいぽーと徳島にて、車いす体験学習をされました。



(音声コード)

1

害されるもの  
の①～③すべての要素を  
満たすもの」とされており、客観的に見て業務上必要かつ相当な範囲で行われる業務指示や指導は含みません。またその種類は6類型に分けられ、「①身体的な攻撃」「②精神的な攻撃」「③人間関係からの切り離し」「④過大な要求」「⑤過小な要求」「⑥個の侵害」が挙げられます。

パワハラといふと大きな声で怒鳴るとか罵倒するというイメージがとても強いと思いますが、パワハラの始まりは「無視すること」からが多いんです。挨拶をしない、指導しない、指示を出さない。また、たとえ直接的に暴力をふるわなくても、たとえば机を叩いて大きな音を出すなどして恐怖心で相手をコントロールしようとする」ともパワハラに含まれます。感情的に怒ると「う」とは、たとえ短時間であっても何ら良い効果は生まないといふこともいえます。

SOGI-Haraについても考えておきましょう。SOGIとはSexual Orientation（性的指向）とGender Identity（性自認）の頭文字です。同性愛なのかという誰もが持つてゐる性的指向、あるいは性